

資金繰りに影響も

(税理士法人ゴーイング 税理士 守屋貴史)

<金融の世界事情>

銀行の自己資本比率ですが、これは次の算式により計算されます。

『自己資本比率 = 自己資本(分子) ÷ リスク資産(分母)』

例えば、自己資本(分子)が5でリスク資産(分母)が100の場合、自己資本比率は、5%となります。

今、銀行は必死になって、この自己資本比率を国際取引ができるよう BIS 規制をクリアするために、自己資本比率を10%程度まで引き上げようとしています。

ちなみに、10%まで引き上げるには、

分子である自己資本を5増やす
または、
分母であるリスク資産を50減らす
しかありません。

ところが、分子を増やすためには、増資などを行う必要がありますが、現状銀行の増資を引き受けてくれる投資家など少ないでしょう。そのため、金融機関は、分母である「リスク資産」を減少させることを行っているのです。

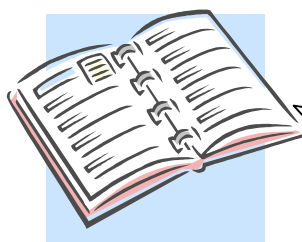
この「リスク資産」には、「企業への貸出」と「投資資産(国債を除く)」で構成されています。今、金融機関はこの自己資本比率を改善するために、分母の「リスク資産」のうち、「企業への貸出」を縮小する動きとなっています。

ただし、保証協会付の融資については、保証部分がリスク資産とならないために保証協会付融資に限っては融資が行われているのが現状です。これが、最近プロパー融資が受けられない理由です。

<影響と傾向>

しかし、保証協会付の融資も問題が発生しております。保証協会付融資で金融機関において事故扱いとなった債権については、保証協会が金融機関に対して代位弁済(企業に代わって返済すること)を行いますが、その債権が保証協会に移るため、保証協会は、その企業に対して返済の請求を行ってきます。その後、その企業が破産などに陥れば、保証協会としては、貸倒損失となるわけですが、その損失について日本政策金融公庫が保険を付しているため、最終的な損失処理は税金が投入されることとなります。

一方、近年の国の財政事情から、今後は保証協会の融資額が縮小されたり、審査が厳しくなることも考えられますので、返済のために借入を起こしているような借入に頼った財務体質の企業は、早急の対応が必要です。そうでない企業も貸倒予防に留意してください。



自社のみならず、得意先、仕入先についても同様の状況ですので、与信管理もさらに重要です。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp